

【改正前】

① 下記②に該当する場合を除き、

法第 36 条第 3 項の公告（開発工事の完了公告）より前に、建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする場合は、「建築制限解除」の申請が**必要**

②市街化調整区域内で、以下のいずれにも該当する開発許可に限り、「建築制限解除」の申請が**不要**

開発区域の面積	1,000 m ² 未満
開発行為の内容	質のみの変更
開発行為の目的	自己の居住の用又は自己の業務の用

【改正後】

すべての開発許可において、法第 36 条第 3 項の公告（開発工事の完了公告）より前に、建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする場合は、「建築制限解除」の申請が**必要**

ただし、【改正前】の②の要件を満たすもののうち、以下の条件に該当する建築制限解除に限り、添付書類の省略ができる。

《該当条件》

- 安全上及び避難上の対策が、許可条件等として付されていないもの等



(※1)

(※1) 「みなし規定」を廃止する代わりに、従来の「みなし規定」の対象の一部の案件に限り、添付書類の省略を可能とする運用に改正